



2016年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 中小事業主

資産相談業務

実施日◆2017年1月22日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は举手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月1日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、X株式会社（以下、「X社」という）のオーナー社長である。X社は、創業10年を迎えて、経営は軌道に乗り、安定的な業績を残せるまでに成長したが、従業員の離職率が高いことがAさんの悩みの種となっている。Aさんは、従業員の定着と優秀な人材を確保するための方策の1つとして、X社の福利厚生の実を図りたいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社の概要は、以下のとおりである。

X社の概要

資本金 : 3,000万円
業 種 : 情報処理サービス業
 (中小企業退職金共済法におけるサービス業に該当)
従業員数 : 60人(常時雇用)
企業年金制度 : なし

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）と養老保険の活用について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「X社のようにサービス業に該当する株式会社が中退共に加入するためには、常時雇用する従業員数が100人以下または資本金の額が5,000万円以下という加入要件を満たす必要があります」

「中退共の掛金は、所定の範囲内で従業員ごとに任意に選択できます。また、中退共に新たに加入する事業主は、加入後4カ月目から2年間、掛金月額額の2分の1(上限5,000円)について国の助成が受けられます」

「X社が、被保険者を全従業員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人をX社とする養老保険に加入すれば、支払保険料の2分の1の金額を損金として処理することができ、かつ、従業員の退職金の原資を準備することができます」

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、確定拠出年金の企業型年金（以下、「企業型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～ヨのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「企業型年金を実施しようとするときは、労使合意に基づいて企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について（ ）の承認を受ける必要があります。

企業型年金を実施した場合、事業主は、規約に基づき、各加入者（従業員）の個人別専用口座に掛金を拠出します。また、規約で定めることにより、加入者も一定の範囲内で掛金を拠出することができます。事業主が拠出した掛金は全額を損金の額に算入することができ、加入者が拠出した掛金は全額が（ ）として所得控除の対象となります。

加入者が企業型年金から受け取る給付の額は、拠出された掛金の運用成果に応じて変動しますが、その運用成果については（ ）が責任を負います。

給付には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の形態があります。

老齢給付金は、通算加入者等期間が（ ）年以上あれば、60歳から受け取ることができます。原則として年金として支給されますが、規約で定めることにより、一時金として受け取ることもできます。老齢給付金を一時金で受け取った場合は、（ ）として課税の対象となります」

語句群

イ．2 ロ．5 ハ．10 ニ．内閣総理大臣 ホ．厚生労働大臣
ヘ．労働基準監督署長 ト．社会保険料控除 チ．生命保険料控除
リ．小規模企業共済等掛金控除 ヌ．事業主 ル．加入者
ワ．事業主と加入者の双方 ウ．一時所得 カ．雑所得 ヨ．退職所得

《問3》 Mさんは、目標額を準備するために必要な毎年の掛金の額（積立額）や一定額を均等に取り崩した場合の毎年の受取額を試算した。以下の文章の空欄 および に入る最も適切な数値を、下記の係数表から適切な数値をそれぞれ1つ利用して求めなさい。なお、掛金は年1回拠出するものとし、税金や手数料等は考慮せず、答 は円未満を四捨五入すること。

「1%で複利運用しながら30年後に1,500万円を準備するために必要な毎年の掛金の額（積立額）は、()円と試算されます」

「1,500万円を1%で複利運用しながら10年間で均等に取り崩した場合、毎年受け取れる年金額は、()円と試算されます」

年利率1%の各種係数

	終価係数	現価係数	年金現価係数	減債基金係数
10年	1.1046	0.9053	9.4713	0.0956
20年	1.2202	0.8195	18.0456	0.0454
30年	1.3478	0.7419	25.8077	0.0287

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

中小事業主のAさん（40歳）は、将来に向けた資産形成のため、余裕資金を株式や投資信託によって運用したいと考えている。Aさんは、その運用にあたっては、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置」（以下、当該非課税措置を「NISA」といい、当該非課税口座を「NISA口座」という）を利用したいと考えており、その仕組みについて知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが株式の購入を検討しているX社の財務データ等は、以下のとおりである。

X社の財務データ等

総資産	8,000億円
自己資本（純資産）	2,500億円
当期純利益（年間）	200億円
配当金（年間）	1株当たり10円
発行済株式数	4億株
株価	400円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、投資信託の分類について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「投資信託を組成形態で分類すると、契約型投資信託と会社型投資信託があります。代表的な契約型投資信託としては、東京証券取引所に上場されているETF（上場投資信託）やREIT（不動産投資信託）があります」

「投資信託を投資対象で分類すると、株式投資信託と公社債投資信託があります。前者は株式の組入比率が50%を超えている投資信託であり、後者は公社債の組入比率が50%を超えている投資信託です」

「投資信託を運用方法で分類すると、インデックス型投資信託とアクティブ型投資信託があります。前者は目標となるベンチマークに連動する運用成果を目指して運用され、後者は目標となるベンチマークを上回る運用成果を目指して運用されます」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、NISAの仕組みについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ワのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「NISAは、NISA口座に受け入れた上場株式や公募株式投資信託等について、通常は課税される配当金等や譲渡益が非課税となる制度です。

NISA口座に平成29年中に受け入れることができる上場株式等の限度額(非課税枠)は、()です。仮に、平成29年分の非課税枠を使い切らなかった場合、その未使用分を翌年以降に繰り越すことは()。また、NISA口座に平成29年中に受け入れた上場株式等の配当金等や譲渡益について非課税となる期間は、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長で()です。

なお、NISA口座で購入した上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として()を選択する必要があります」

語句群

イ．60万円 ロ．80万円 ハ．100万円 ニ．120万円
ホ．1年間に限り可能です ヘ．3年間に限り可能です ト．できません
チ．3年間 リ．5年間 ヌ．7年間 ル．株式数比例配分方式
ヲ．配当金領収証方式 ワ．個別銘柄指定方式

《問6》《設例》の X社の財務データ等 に基づき、X社のサステイナブル成長率を計算した下記の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。
なお、計算結果は表示単位の小数点以下第2位を四捨五入すること。

計算式

・サステイナブル成長率

$$\left(\frac{200\text{億円}}{(\quad)\text{億円}} \times 100 \right) \times \left(1 - \frac{(\quad)\text{億円}}{200\text{億円}} \right) = (\quad)\%$$

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

小売業を営むX株式会社（平成20年4月1日設立、資本金3,000万円、1年決算法人、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人である。以下、「X社」という）の平成29年3月期（平成28年4月1日～平成29年3月31日。以下、「当期」という）における法人税の課税所得金額の計算に関する資料は、以下のとおりである。

なお、X社は、前期が増収増益であったことを反映して、当期の従業員に対する賃金を引き上げており、所得拡大促進税制の適用を受ける予定である。

X社の当期における法人税の課税所得金額の計算に関する資料

当期利益の金額	3,900万円
（申告調整額）	
益金算入額	1,600万円
益金不算入額	700万円
損金算入額	2,800万円
損金不算入額	4,500万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 X社の法人税における所得金額の計算に関する次の記述 ～ について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

X社が当期において支出した交際費等の金額が1,000万円であり、そのうち接待飲食費の額が500万円である場合、支出した交際費等の金額の全額を損金の額に算入することができる。

X社が当期において役員に支給した給与が、当期の利益の状況を示す指標を基礎として算定された利益に連動する給与である場合、その全額を損金の額に算入することができる。

X社が新たに取得した不動産に係る不動産取得税や所有している不動産に係る固定資産税および都市計画税は、その全額を損金の額に算入することができる。

《問8》《設例》の X社の当期における法人税の課税所得金額の計算に関する資料 に基づき、X社の当期の法人税額を計算した下記の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

計算式

・課税所得金額

()万円

・法人税額

()万円 × ()% + (()万円 - ()万円) × 23.4%

《問9》 所得拡大促進税制(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除。以下、「本制度」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本制度は、青色申告法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用対象年度の給与支給額や平均給与支給額などに基づく一定の要件を満たすときは、税額控除が認められる制度である。

X社が当期において本制度の適用を受けるための要件としては、雇用者給与等支給額が基準事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額と比較して()%以上増加していること、雇用者給与等支給額が前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額以上であることなどがある。なお、基準事業年度とは、X社の場合、()に開始した事業年度となる。

X社が当期において本制度の適用を受けた場合、税額控除限度額は、雇用者給与等支給増加額の()%相当額となる。ただし、その税額控除限度額が当期における法人税額の()%相当額を超える場合には、その相当額が限度となる」

語句群

イ . 1 ロ . 3 ハ . 5 ニ . 10 ホ . 15 ヘ . 20 ト . 30

チ . 平成24年4月1日 リ . 平成25年4月1日 又 . 平成26年4月1日

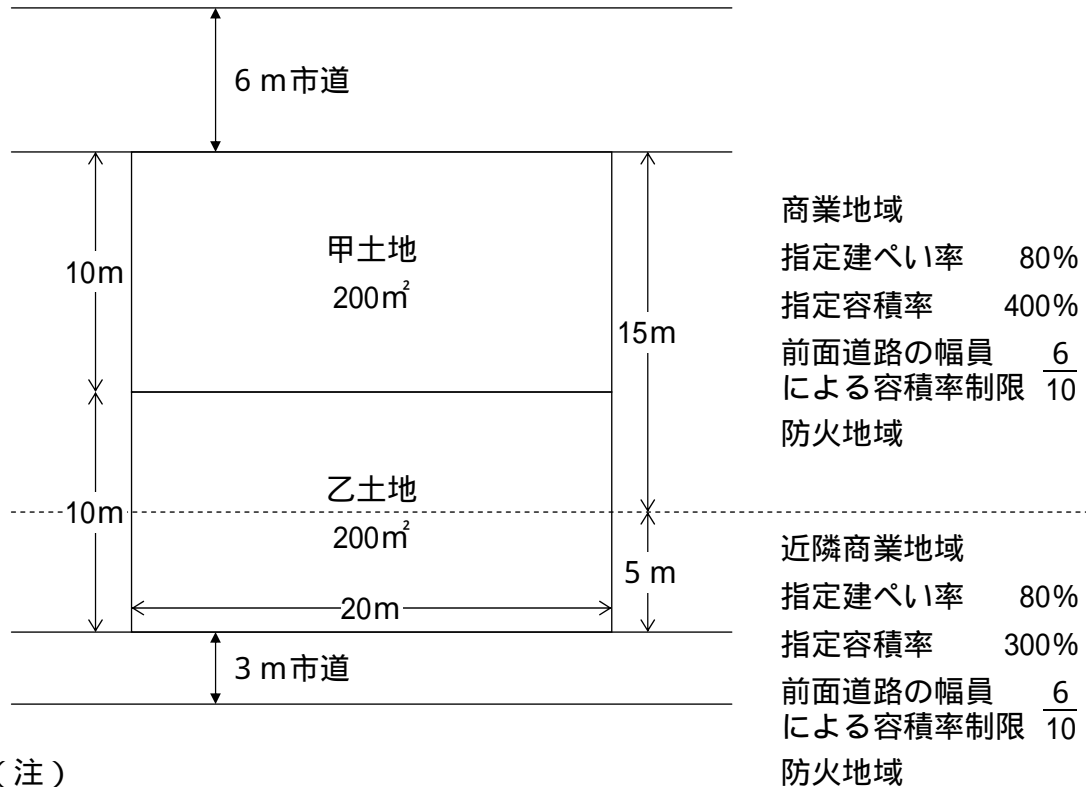
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、所有する土地を売却し、新たな土地の購入を計画している。土地の買換えにあたっては、「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」（租税特別措置法第65条の7）を活用し、新たに購入する甲土地と乙土地を一体とした土地に商業ビルを建設する予定である。

X社が購入を検討している甲土地および乙土地の概要は、以下のとおりである。

甲土地および乙土地の概要



（注）

- ・ 甲土地は200m²の長方形の土地である。
- ・ 乙土地は200m²の長方形の土地であり、商業地域に属する部分は100m²、近隣商業地域に属する部分は100m²である。
- ・ 幅員3mの市道は、建築基準法第42条第2項により特定行政庁の指定を受けた道路である。3m市道の道路中心線は、当該道路の中心部分にある。また、3m市道の乙土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
- ・ 指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 建築基準法の規定に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには × 印を解答用紙に記入しなさい。

甲土地と乙土地を一体とした土地に建築物を建築する場合、用途地域による建築物の制限については、甲土地と乙土地の一体の土地の全部について、商業地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

甲土地と乙土地を一体とした土地に耐火建築物を建築する場合、防火地域内にある耐火建築物に該当するため、指定建ぺい率に10%が加算され、建ぺい率の限度は90%となる。

甲土地と乙土地を一体とした土地に建築物を建築する場合、建築物の中にある駐車場の床面積については、当該建築物の各階の床面積の合計の3分の1を限度として、容積率算定上の延べ面積から除外することができる。

《問11》 甲土地と乙土地を一体とした土地に耐火建築物を建築する場合、容積率の上限となる延べ面積を求める下記の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

計算式

1. 商業地域部分の延べ面積の限度

・容積率の判定

指定容積率：400%

前面道路の幅員による容積率制限：() %

したがって、商業地域部分において上限となる容積率は % である。

・延べ面積の限度

$300\text{m}^2 \times \quad \% = \quad \text{m}^2$

2. 近隣商業地域部分の延べ面積の限度

・容積率の判定

指定容積率：300%

前面道路の幅員による容積率制限： %

したがって、近隣商業地域部分において上限となる容積率は % である。

・延べ面積の限度

$(\quad) \text{m}^2 \times \quad \% = \quad \text{m}^2$

3. 一体地の延べ面積の限度

$\text{m}^2 + \quad \text{m}^2 = (\quad) \text{m}^2$

《問12》「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」(以下、「本特例」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本特例は、法人が、その所有する特定の資産(譲渡資産)を譲渡し、譲渡の日を含む事業年度において特定の資産(買換資産)を取得し、かつ、取得の日から()年以内に買換資産を事業の用に供した場合または供する見込みである場合に、買換資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その経理した金額を損金の額に算入することができる特例である。譲渡資産は、長期保有資産の買換え(いわゆる9号買換え)の場合、棚卸資産以外の資産で、取得した日の翌日から譲渡した日の属する年の1月1日までの所有期間が()年を超えるものとされている。

同一地域内における買換えの場合、本特例による圧縮限度額は、『圧縮基礎取得価額×差益割合×()%』の算式により算出される。仮に、譲渡資産の譲渡対価の額が5億円、買換資産の取得価額が3億円、譲渡資産の帳簿価額が8,000万円、譲渡に要した費用の額が2,000万円の場合、圧縮基礎取得価額は3億円となり、差益割合は()となる」

数値群						
イ . 0.2	ロ . 0.5	ハ . 0.8	ニ . 1	ホ . 3	ヘ . 5	ト . 10
チ . 20	リ . 50	ヌ . 80	ル . 100			

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》～《問15》)に答えなさい。なお、平成28年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答すること。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社(以下、「X社」という)の代表取締役社長であるAさん(75歳)の推定相続人は、妻Bさん(72歳)、長男Cさん(50歳)および二男Dさん(40歳)の3人である。

Aさんは、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継させるため、X社の経営に関与していない二男Dさんが所有するX社株式をX社が買い取ることを検討している。また、Aさんは、二男Dさんが住宅の取得を考えていることを聞き、その資金援助をすることで、長男Cさんに事業を承継することに対する理解を得たいと考えている。

X社の概要は、以下のとおりである。

X社の概要

- (1) 業種 金属製品製造業
- (2) 資本金等の額 7,500万円(発行済株式総数1,500,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している)

(3) 株主構成

Aさん 900,000株
妻Bさん 200,000株
長男Cさん 200,000株
二男Dさん 200,000株

- (4) 株式の譲渡制限 あり
- (5) 従業員数 45人

X社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の中」であり、特定の評価会社には該当しない。

(6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株(50円)当たりの年配当金額	3.5円	2.8円
1株(50円)当たりの年利益金額	20円	16円
1株(50円)当たりの簿価純資産価額	253円	220円
株価	-	190円

すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- (7) X社株式の純資産価額方式による1株当たりの評価額 300円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》《設例》の X社の概要 に基づき、X社株式の1株当たりの「類似業種比準価額」と「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額」を計算した下記の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

計算式

・類似業種比準価額

$$190円 \times \frac{\frac{3.5円}{2.8円} + \frac{20円}{16円} \times () + \frac{253円}{220円}}{()} \times () \times \frac{50円}{50円} = \quad 円$$

・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額

$$円 \times () + 300円 \times (1 - ()) = \quad 円$$

《問14》 X社の自己株式の買取りに関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「X社が二男DさんからX社株式を買い取るためには、特定の株主からの取得となるため、X社の株主総会の()が必要となる。

自己株式(金庫株)の売買価額については、税法上、適正な時価に基づくこととされている。

適正な時価について、当該株式の売買実例等がなく、財産評価基本通達による評価方法に基づいて算定した価額による場合に、譲渡する個人が中心的な同族株主であるときは、発行会社が()に該当するものとして評価することになる。また、1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算にあたって、発行会社が有する土地等または上場有価証券については譲渡時における価額によること、評価差額に()を乗じて算出する『評価差額に対する法人税額等に相当する金額』は控除しないことに注意する必要がある」

語句群

イ．普通決議	ロ．特別決議	ハ．特殊決議	ニ．大会社	ホ．中会社
ヘ．小会社	ト．特定の評価会社	チ．37%	リ．40%	又．42%

《問15》「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには × 印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんから住宅取得等資金の贈与を受けた年分の二男Dさんに係る所得税の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、二男Dさんは本特例の適用を受けることはできない。

二男DさんがAさんから住宅取得等資金の贈与を受け、住宅用家屋の取得に係る契約を平成29年4月に締結し、本特例の適用を受ける場合、取得する住宅用家屋が一定の省エネ等基準を満たすときの住宅資金非課税限度額は、1,200万円である。

二男DさんがAさんから住宅取得等資金の贈与を受け、本特例の適用を受けた後、Aさんが当該贈与の日から3年以内に死亡し、二男Dさんが当該相続により財産を取得する場合、二男DさんがAさんから贈与を受けた当該財産は、その全額を相続税の課税価格に加算する。